

青林第 1220 号  
平成30年3月30日

一般社団法人青森県建設業協会会長 殿

青森県農林水産部林政課長  
( 公 印 省 略 )

「青森県ナラ枯れ被害対策基本方針」の改訂について（通知）

森林病虫害等被害対策の推進について、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年5月15日に策定した「青森県ナラ枯れ被害対策基本方針」について、これまでの被害状況を踏まえ、被害の監視と駆除を主体とした現行の基本方針に、被害の予防に向けた対応を追加するなど、現状に即した内容に改訂したので、通知します。

今後とも、ナラ枯れ被害の拡大防止に特段のご理解とご協力をお願い致します。



担当：林政課森林整備グループ  
技師 蝦名雄三  
TEL：017-734-9513（直通）  
FAX：017-734-8145

# 青森県ナラ枯れ被害対策基本方針

ミズナラやコナラなどのナラ類を枯らす「ナラ枯れ被害」が、平成 22 年 12 月に本県初の被害が深浦町で確認されて以降、予断を許さない状況となっている。

ナラ類は、里山の景観を形成する代表的な樹種で、家具材や薪炭材などに利用されるほか、水源の涵養<sup>かん</sup>、土砂災害の防止、生物多様性の保全など公益的機能を有する森林を構成する重要な広葉樹資源である。

このようなナラ類をナラ枯れ被害から守るためには、早期に被害の把握を的確に行い、発生初期の段階で被害木の駆除を確実にを行うとともに、ナラ類の活用を促進することで被害を未然に防止していくことが重要である。

このため、本県における効率的かつ効果的な被害対策の推進に向け、①実施体制、②被害監視、③被害駆除、④被害予防について、基本的な方針を定める。

## 1 実施体制

ナラ枯れ被害対策は、被害の監視・予測、被害の防除、被害を受けにくい森林の整備、被害材の移動制限、利用促進等を総合的に進める必要があり、市町村域を超えた広域の関係者による連携と共通認識の下、役割を分担して対策に取り組むことが重要である。

このため、国や県、市町村、地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所、林業関係団体等で構成する「松くい虫等被害対策協議会」を開催し、県域での情報の共有、広域的な被害対策の検討、被害対策の具体的方針等を協議する。

また、地域の実情に応じ、県民局単位などの関係者による地域毎の協議会の開催等を通じて、地域住民の理解と協力を得て、監視や防除活動等を進めることが必要である。

なお、被害発生時の具体的な対策の検討にあたっては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所などの外部有識者等で構成する「ナラ枯れ被害対策検討会」を開催し、当年度の被害状況や全国的な最新の情勢等を踏まえて被害対策を計画するとともに、実施した対策の検証を行う。

## 2 被害監視

### (1) 地上監視

- ① 国の機関や県の通常業務による監視と時期や区域を定めた監視
- ② 森林保全巡視員や松くい虫防除監視員等による監視
- ③ 市町村や森林組合、素材生産・造林事業体等による監視

## (2) 空中監視

- ① 県防災ヘリコプターによる上空探査
- ② デジタル航空写真撮影による写真判読

## (3) カシノナガキクイムシ（以下、カシナガ）生息調査

被害が発生している地域の周辺において、カシナガの生息状況を把握するための調査を実施する。

## (4) ナラ枯れ被害調査強化月間

被害状況を把握しやすい9月を「ナラ枯れ被害調査強化月間」として設定し、被害調査を重点的に進める。

## 3 被害駆除

### (1) 被害発生初期（被害木 10 本 / ha 程度未満）

被害木は、伐倒・くん蒸処理を基本として全量駆除する。

なお、駆除にあたっては、カシナガの穿入によって枯死した被害木のほか、穿入生存木（プラスが出ているもの）も対象とする。

### (2) 被害発生中期以降（被害木 10 本 / ha 程度以上）

(1)と同様に、被害木の全量駆除を基本とする。

ただし、被害量が増加する状況下では、全量駆除が困難になるおそれがあることや、急激な林分の消失による森林生態系への影響なども踏まえ、「被害対策検討会」での検討結果を基に、現場状況に応じた駆除やカシナガの誘引捕殺等の対策を講じるとともに、森林の公益的機能の回復を目標に、植栽や樹種転換等による森林整備等も進める。

## 4 被害予防

### (1) 被害を受けにくい森林づくり

試験研究機関によるこれまでの調査・研究等から、高齢木や大径木に被害が多いとの報告がなされている。また、カシナガの脱出数は、大径木ほど多いことがわかっている。

このため、高齢木や大径木は、伐採して家具材や薪、炭、パルプの原料等として利用を進め、伐採跡地は更新して林分の若返りを図り、被害を受けにくい森づくりを目指す。

### (2) ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

被害の拡大防止を目的に、伐採作業、被害材等の移動、未利用材の有効活用にあたって留意する事項を別に定め、これを遵守するよう関係機関等に周知する。

### (3) 防除技術の普及等

青森県森林病虫害等防除センターと連携し、国や県、市町村、森林組合、林業関係団体等を対象とした研修会等を開催して、ナラ枯れに関する知識等の習得及び普及に努める。

### (4) 情報収集・提供等の広報活動

ナラ枯れの正しい知識や被害情報の収集・提供等については、森林・林業等の関係者だけではなく、広く県民にも周知し、ナラ枯れ被害に対する関心を高めて、防除への理解と協力を得ていくことが重要であることから、次の方法等により広報活動を行う。

- ① 県や市町村の広報誌やホームページの活用
- ② 市町村の防災無線による放送、町内会の回覧板等の活用
- ③ 新聞やラジオ等の活用

## 5 本基本方針の活用方法

被害対策の実施にあたっては、原則として本基本方針を踏まえることとし、必要に応じて、以下の資料を参考とする。

- ・ナラ枯れ被害対策マニュアル改訂版（H27.3 一般社団法人日本森林技術協会）
- ・ナラ枯れ被害の防除対策方針（H27.8.31 東北森林管理局計画保全部保全課）
- ・岩手県ナラ枯れ被害対策実施方針（H30.2.27 岩手県農林水産部森林整備課）
- ・秋田県ナラ枯れ防除実施方針（H29.10.2 改訂 秋田県農林水産部森林整備課）

平成24年 5月15日 策定

平成30年 3月30日 一部改訂

## 青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

～松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

青森県では、平成29年度時点において、松くい虫被害並びにナラ枯れ被害が発生しています。

これらの被害は、マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシという媒介昆虫の移動に伴って被害が拡大することから、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツやナラの木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

- マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）
- ナラ類 … ブナ科のうち、ブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ等）

### 留意事項の地域区分一覧

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	△ 極力行わないこと
② 被害木等の市町村 外への移動	× 行わないこと	－ 対象外	－ 対象外
③ 被害木駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	－ 対象外	－ 対象外
④ 他県の被害地域 からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：深浦町 B：鱒ヶ沢町 C：AとBを除く県内38市町村

※平成30年3月末時点

## ① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすることは被害を呼び込むことにつながります。

被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力伐採を行わないようにしてください。

・ただし、4月～5月の間に伐採する際は、林外に搬出し5月中に活用してください。

## ② 被害木等の市町村外への移動

被害発生市町村内の被害木(枯れた木、衰弱した木を含む)には、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で木材から媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力市町村外へ移動しないでください。

・被害材を移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為にあたる可能性があります。

## ③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

・ただし、6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

## ④ 他県の被害地域からの材の移動

他県においても被害が発生しています。被害地域のマツやナラの木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、持ち込まないでください。

## ⑤ 枯れた木に関する情報提供

枯れた木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があります。発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

## 本留意事項に関する問合せ

本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先までご相談ください。

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林整備グループ	017-734-9513	青森市長島一丁目 1-1
東青地域県民局地域農林水産部林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南地域県民局地域農林水産部林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八地域県民局地域農林水産部林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0173-72-6613	鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鳴沢 384-37
上北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

平成30年3月30日 策定